

【所定疾患施設療養費】の公表について

令和6年4月1日

医療法人徳洲会
介護老人保健施設リハビリケア湘南厚木

当施設での厚生労働大臣が定める基準に基づき、令和5年度の所定疾患にかかわる医療行為については下記の通りとなりますので算定状況を下記の通り公表いたします。

【所定疾患施設療養費】

令和5年度 実施状況報告（所定疾患施設療養費）

実施年月	実施件数	実施内容			
		投薬	注射	検査	処置
令和5年 4月	0 件	0	0	0	0
5月	0 件	0	0	0	0
6月	0 件	0	0	0	0
7月	0 件	0	0	0	0
8月	0 件	0	0	0	0
9月	0 件	0	0	0	0
10月	2 件	2	0	1	1
11月	2 件	2	0	2	0
12月	0 件	0	0	0	0
令和6年 1月	0 件	0	0	0	0
令和6年 2月	1 件	1	0	1	0
令和6年 3月	3 件	3	0	3	0

算定要件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ・蜂窩織炎
4. 算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと
5. 請求に際して、診断・行った検査・治療内容等を記載しておくこと。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表するものとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。